



明石市と兵庫県立大学との包括連携の推進に関する協定書



明石市（以下「市」という。）及び兵庫県立大学（以下「大学」という。）は、今後、具体的な連携を推進するに当たり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市及び大学が、SDGsの理念の下、相互のパートナーシップにより誰一人取り残さない、持続可能な社会を実現させるため、各分野で協力し、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 市及び大学は、前条の目的を達成するため、次の事業を連携・協力する。

- (1) 市と大学の人的・知的資源等の交流
- (2) 市と大学の協働による調査研究の実施
- (3) 市又は大学が主催する事業等に対する相互の協力・支援
- (4) 地域課題解決に向けた共創による取組
- (5) その他両者が協議して必要と認める事項

（連絡調整）

第3条 連携及び協力を円滑に進めるため、市及び大学のそれぞれに窓口を設置し、連絡調整を行うものとする。

（事業実施）

第4条 市及び大学は、相互に協力し誠意をもって事業を遂行する。

（期間）

第5条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の1か月前までに、市と大学のいずれからも改廃の申し入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第6条 市及び大学は、連携協力事項の実施により知り得た相手方の秘密について、この協定書の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。

（その他）

第7条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書の解釈につき疑義が生じたときは、市及び大学が誠意をもって協議し、これを決定するものとする。

この協定の証として本協定書を2通作成し、署名のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和6年4月26日

明石市
市長

丸谷 聰子

兵庫県公立大学法人 兵庫県立大学
学長

高坂 城